

議案第 93 号

瑞穂町精神障害者共同作業所の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 12 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

瑞穂町精神障害者共同作業所の指定管理者を指定する必要がある
ので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6
項の規定により、議会の議決を求める。

瑞穂町精神障害者共同作業所の指定管理者の指定について

瑞穂町精神障害者共同作業所の施設の管理を行わせる者を次のと
おり指定する。

記

- 1 公の施設の名称
瑞穂町精神障害者共同作業所
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人みずほまち精神保健福祉会
理事長 村上 文男
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 806 番地 1

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(資 料)

指定管理者候補者の評価

施設の名称 瑞穂町精神障害者共同作業所

1 瑞穂町指定管理者選定委員会の開催

- ①日 時 平成27年11月2日(月) 午後2時50分から
- ②会 場 全員協議会室

2 評価結果(1人持ち点100点の7人採点)

評定項目	特定非営利活動法人 みずほまち精神保健福祉会
①運営方針	52/70
②施設管理	43/70
③事業計画	53/70
④利用者サービス	84/105
⑤収支計画	43/70
⑥団体の概要	80/105
⑦安全対策	35/70
⑧個人情報保護措置	35/70
⑨類似施設等の管理運営実績	29/35
⑩その他特記事項	25/35
評点合計	479/700

3 非公募とした理由

特定非営利活動法人みずほまち精神保健福祉会は、精神障がい者に対する生活支援や就労支援、相談支援、グループホーム等の運営事業を行い、精神障がい者の社会復帰に貢献している。また、広く障がい者福祉に関する普及・啓発事業を行うことを目的とする法人であり、回復途上にある在宅の精神障がい者に対し、地域社会復帰等の促進を図るという施設の設置目的に合致した運営が期待される。